

令和4年度改訂版

学校における働き方改革取組方針

令和4年6月

東広島市教育委員会

目 次

1	取組方針の改訂にあたって	1
2	本市の教職員の現状	1
3	目標・成果指標	4
4	取組内容	4
5	フォローアップ	8

1 取組方針の改訂にあたって

本市における「学校における働き方改革取組方針（令和元年度～令和3年度）」（以下、「取組方針」とする。）は、平成31年3月18日付け文部科学事務次官通知「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」を受け、令和元年12月に策定した。

策定にあたっては、国や県の動向を踏まえ、本市教職員へのアンケート調査から教職員の長時間勤務の現状を把握し、働き方に対する教職員の意識改革を推進できるよう実態に応じた方針になるようにした。この取組方針により、教職員が働きやすい環境の整備、管理職を中心とした組織的な学校体制の強化、教職員一人一人の働き方に対する意識の醸成など、学校における働き方改革を推進してきた。

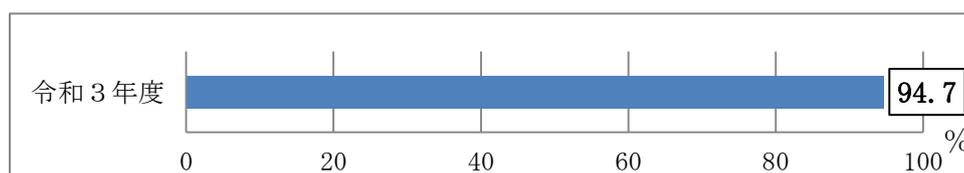
こうした中、令和元年12月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正を受け、令和2年1月に文部科学大臣により「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が定められた。この指針では、教育委員会が講ずべき措置として、所管に属する学校の教員の在校等時間の上限に関する方針を定めることが規定されており、広島県においても「県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」の一部が改正された。

こうした国や県の動向及びこれまでの取組による成果と課題を踏まえ、令和4年度版の取組方針は、国や県に準じ、令和4年度中の上限時間（月45時間以下）の設定を見据えて改訂するものである。

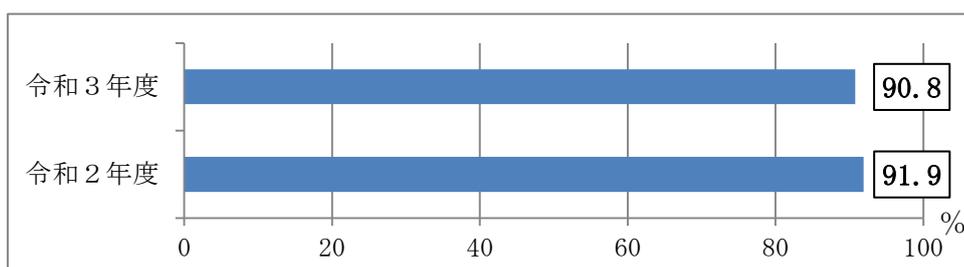
2 本市の教職員の現状

（1）教職員アンケート調査の結果

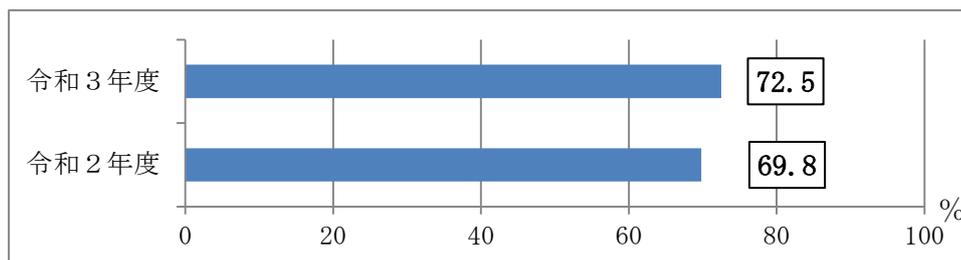
ア 「学校は働きがいがある」と感じる教職員の割合



イ 「所属校は働きやすい職場である」と感じる教職員の割合



ウ 「子供と向き合う時間が確保されている」と感じる教職員の割合



【考察】

- ・「学校は働きがいがある」については、肯定的評価の割合が高く、教職員は仕事に対する働きがいの意識が高いことが分かる。教職員が働きがいと教育育てることの喜びを一層感じられるよう、働き方改革を推進する必要がある。
- ・「所属校は働きやすい職場である」については肯定的評価の割合が高く、各学校における働き方改革の取組の効果が表れていることが分かる。管理職や同僚の支援等により、風通しの良い職員室文化が形成されているものとする。
- ・「子供と向き合う時間が確保されている」については、令和元年度と比較して肯定的評価が向上した。「子供と向き合う時間」の内容を明らかにしたことや教職員の意識の向上が結果に反映されていると考える。

(2) 教職員の時間外在校等時間の状況

※単位（時間：分：秒）

	小学校		中学校	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
全教職員平均	44 : 22 : 59	45 : 37 : 58	45 : 58 : 11	49 : 57 : 22
校長・教頭平均	58 : 12 : 48	60 : 04 : 39	58 : 12 : 45	57 : 43 : 10
教諭等平均 (主幹教諭、指導教諭、教諭)	44 : 59 : 16	46 : 28 : 14	48 : 11 : 18	50 : 01 : 34

※時間外在校等時間が月80時間（年平均）を超えた教諭等（主幹教諭・指導教諭・教諭）の割合
令和3年度 小学校 2.0%（12/607人） 中学校 7.3%（22/302人）

【考察】

- ・「取組方針」を示したことにより、教職員に時間外在校等時間の削減を意識した働き方が表れてきている。目標に掲げていた年間平均80時間を超えないよう意識した働き方が見られる。
- ・令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症対策での臨時休業等により、時間外在校等時間が減少した状況がある。
- ・教職員一人一人の働き方があり、単に時間外在校等時間の長さだけで働き方を測定できない状況がある。働き方を多面的に把握していく必要があると考える。

(3) 学校における働き方改革取組方針の進捗状況

取組方針の項目	令和3年度までの取組状況
調査物・報告書等の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・調査物については、可能な限り削減するとともに、グーグルフォームの利用など、調査の簡素化を進めた。 ・各事業の報告書を簡素化するとともに、公文書の押印廃止を進めた。 ・新学習指導要領に対応した年間授業計画の参考様式を配付した。
成績事務処理	<ul style="list-style-type: none"> ・校務支援システムの活用による事務処理の効率化を図った。
保護者・PTA対応	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍を契機に、PTA行事や会議等を見直し、簡素化を進めた。
メールの処理	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼文等については、精選した上で、学校へ送付した。
県・市主催研修会の参加	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン研修の導入により自習や移動時間を削減した。 ・市教育委員会主催研修を段階的に削減した。
地域行事	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍を契機に、地域行事への参加等を見直した。 ・学校運営協議会の設置を段階的に進めた。
給食費等会計事務	<ul style="list-style-type: none"> ・給食費の公会計化を進め、市による会計へと移行した。 ・学校体育施設開放事務を見直し、納付書等の発行業務の負担を軽減した。
部活動・クラブ活動指導	<ul style="list-style-type: none"> ・「東広島市立中学校に係る部活動方針」を踏まえ、部活動休業日や活動時間の徹底を図った。 ・専門的な技術指導ができる部活動指導員の配置を進めた。
不登校生徒等対応	<ul style="list-style-type: none"> ・市指定の校内特別支援教室の設置、心のサポーターの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣など、不登校生徒等の対応、支援を進めた。

【考察】

- ・「取組方針」に基づき、各学校で業務改善等の取組を推進することにより、教職員の負担感や多忙感を感じる業務が軽減してきている。一方で、各学校での業務改善等の取組にも限界があり、働き方改革と円滑な学校経営・人材育成等をバランスよく推進することが困難な状況もある。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、地域行事や学校行事等が大幅にスリム化した。今後も、目的を明確にした効果的かつ効率的な連携・実施方法を推進することが肝要と考える。
- ・給食公会計化が軌道に乗る等、市教育委員会による業務改善策も成果が出てきている。今後も、学校の業務改善に役立つ取組を推進する。

3 目標・成果指標

広島県教育委員会が「学校における働き方改革取組方針」において示している目標・成果指標、勤務実態及び年次有給休暇取得状況からうかがえる本市教職員の現状及びこれまでの取組状況等を考慮し、令和4年度においては、次の5点を目標・成果指標として掲げる。

- (1) 「学校は働きがいがある」と答える教職員を90%以上にする。
- (2) 「所属校は働きやすい職場である」と答える教職員を90%以上にする。
- (3) 在校等時間のうち時間外在校等時間が月80時間以上（年平均）の教職員を0%にする。
- (4) 時間外在校等時間の校内平均を月60時間未満（年平均）とする。
- (5) 年次有給休暇10日以上取得する教職員を100%にする。

4 取組内容

令和元年度から3年間取り組んできた働き方改革の成果や課題を踏まえ、教職員が働きがいを持ち、働きやすさを感じる学校づくりを整えていくとともに、時間外在校等時間の削減や年次有給休暇の取得を促す「無くす・減らす・代行してもらう」をコンセプトとした取組を推進する。

(1) 学校・教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備〔教育委員会〕

ア 校務支援システム等ICTの活用促進

児童生徒の学籍、出欠、保健、成績（所見は後期のみ）などの情報を統合的に管理する校務支援システムの活用、会議の効率化等を目的としたICT機器の活用を促進する。

- (ア) 市外からの転入生のアカウントは、市教育委員会で作成する。
- (イ) 学校グループウェア（デスクネット）を活用し、文書の刷り出し作業の削減を図り、業務を軽減する。
- (ウ) 1学年あたり複数学級の中学校に対して、テスト採点ソフト（リアテンドラント）を導入し、採点作業を軽減する。
- (エ) 保護者への伝達手段の簡素化、防災情報の適用など、CRMシステムの活用を推進する。

イ 各種計画、事業、依頼等の見直し

- (ア) 学校が作成する各種計画を見直し、精選や簡素化を図る。
- (イ) 市教育委員会が実施する事業の整理・統合を進め、各事業の報告書を簡素化する。
- (ウ) 通知・依頼等については、精選した上で学校へ送付する。その他の文書については、フォルダに保存する。

ウ 各種研修の見直し及び支援

- (ア) 市教育委員会主催の研修を効果的に実施するとともに、オンラインなど実施方法の工夫を図る。
- (イ) 各学校の自律的な授業研究の推進に向け、計画的・継続的に支援する。
- (ウ) 広島大学や市長部局との連携事業の実施内容や実施方法を工夫する。
- (エ) 市教研における研究の充実に向け、必要に応じて積極的に支援する。

エ 学校支援センターによる学校等支援

- (ア) 若手教員の伴走型支援やスクールサポートの充実を図る。
- (イ) ICTを活用した研修メニューを開発したオンデマンド型の研修システムを構築する。

オ スクール・サポート・スタッフの派遣

教職員の業務を補助するスクール・サポート・スタッフの継続的配置に努める。

カ 時間外自動応対電話の設置

自動応対電話を設置し、学校における電話応対時間の制限を支援する。

キ コミュニティ・スクールの推進

令和6年度までに全ての学校に学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりを推進する。その推進を図るために、コミュニティ・スクール推進員を配置する。

ク 示範授業・研修用指導講話のネット配信

優れた授業や指導講話をネットで配信することにより、集合研修以外の形態による研修の効率化を図る。

- (ア) 実践提案を録画してビデオコンテンツを作成する。
- (イ) 各種アプリ等の使用方法に係るデジタルコンテンツを作成する。

ケ 教材・学習指導案の共有化

教材研究の充実に向けて、サーバ等を活用し、教材や学習指導案の共有化を進める。また、授業関連サイトについての情報を提供する。

- (ア) GIGA★コンでICTを活用した授業等の資料を共有する。
- (イ) デジ★コンに指導者用デジタル教科書をはじめとする、授業で活用できる資料を登録する。
- (ウ) のん★デジに授業等で活用するアプリやデジタル教科書等を登録する。

コ 支援が必要な子供・家庭への対応

子供を取り巻く様々な課題等に対応するため、教育補助員、学校教育支援員、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門的スタッフを配置するとともに、福祉部局、医療機関、警察及び大学等との連携など支援の充実を図る。

サ 行事への参加、協力依頼への対応

庁内他部署や各種団体等から学校への様々な参加、協力依頼について、当該団体等に対して学校に頼らない周知方法等を要請する。

シ 働き方改革に係る広報活動

(ア) 教育委員会広報紙、東広島市PTA連合会研修会等を通して、学校における働き方改革について保護者の理解を得る。

(イ) 市広報紙を通して、学校における働き方改革について地域住民の理解を得る。

(2) 学校における自律的な業務改善・業務削減の推進〔学校〕

ア 業務改善・業務削減に係る進捗状況の確認

チェックリスト等を作成し、業務改善・業務削減に係る進捗状況を確認する。(別頁参考資料あり)

イ 学校の実態に応じた業務改善・業務削減に係る取組の推進【選択】

(ア) 教科担任制を導入することにより、教員の得意分野を生かすとともに、授業準備にかかる時間を縮減する。(小学校)

(イ) 地域コーディネーターを選出し、学校支援ボランティア制度を導入する。

【例】登下校指導、環境整備(修繕・除草・緑化等)、放課後学習等

ウ 働き方改革に係る校内研修の充実

時間管理、健康管理等に関する研修を実施し、職場における働き方改革の推進を図る。

エ 電話対応時間の制限

自動応対電話を活用して、電話対応時間を制限することを保護者等に周知する(原則、市内統一した時間設定)。

オ 働き方改革に係る広報

電話対応時間の周知等広報活動を積極的に行い、学校における働き方改革について保護者や地域住民の理解を得る。

(3) 部活動指導に係る教員の負担軽減〔教育委員会・学校〕

ア 市の方針を踏まえた活動方針の策定・徹底

「東広島市立中学校に係る部活動の方針」を踏まえ、学校において部活動の方針を策定するとともに、方針に基づき部活動休養日や活動時間の徹底を図る。

イ 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

学校は、合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進する。

ウ 外部人材の活用と地域、大学及び企業等との連携による取組

市教育委員会は、専門的な技術指導ができる部活動指導員等の配置を進めるとともに、地域、大学及び企業等と連携した取組を推進する。

エ 外部団体等との連携

大会等の統廃合や大会運営の見直しを関係団体等に働きかける。また、各団体の上部団体への働きかけを県に要請する。

(4) 教職員の働き方に対する意識の醸成〔学校・教育委員会〕

ア 学校における勤務時間管理の徹底

(ア) 教職員の健康管理や長時間勤務の縮減に向け、教職員の勤務時間を把握し、適正な勤務時間管理を行う。

(イ) 管理職は、把握した勤務時間を踏まえて教職員と面談を行い、必要に応じて保健管理医との面談を勧める等、教職員の健康管理に努める。また、ストレスチェック制度を活用し、職場のストレス要因の軽減を図る。

(ウ) 教職員の入退校に係る開錠・施錠時刻を設定することや、教職員が自ら退校予定時刻を設定すること等を通して、時間管理に対する意識を高める。

イ 学校における定時退校日の推進

学校の実態に応じて定時退校日を設定する。

ウ 一斉閉庁期間の設定

8月の3日間を夏季一斉閉庁日とする。ただし、学校の判断で、5日間まで閉庁日を延長することができる。

(5) P T Aにおける自律的な業務改善・業務削減の推進〔学校〕

ア P T A行事の精選

保護者や教職員の負担軽減を目的として、P T A行事を精選する。

イ P T A事務の分担

P T A事務が特定の者に集中することがないように配慮する。

【例】会計・部会文書・地域の関係団体との連携

ウ P T A会議の効率化及び削減

事前に資料を配付したり、会議終了時刻を設定したりすることを通して、長時間にわたる会議となることがないように配慮する。また、会議の回数を減らすための工夫を施す。その際、CRMシステムを有効に活用する。

エ P T Aによる地域連携【選択】

P T A組織の中に地域連携部会を設置することにより、地域との連携における中心的な役割を担えるようにする。

5 フォローアップ

取組の着実な実行を図るために、勤務実態調査や取組の検証を毎年度行うとともに、学校の状況や国・県の動向等を踏まえ、随時方針の見直しを行う。

(参考資料)

学校における業務改善チェックリスト例

①	業績評価書に働き方改革に係る項目を設定し、教職員が実施した業務改善を積極的に評価している。
②	資料の事前配付、終了時刻の設定等、効率的な会議のあり方を工夫している。
③	電子掲示板やレターケース、職員室掲示板等を活用することにより、会議の開催を極力減らしている。
④	長期休業中に会議や研修等を計画的に実施することにより、年次有給休暇の取得を促している。
⑤	学習指導案様式の簡素化等、効率的な研修のあり方を検討している。
⑥	週案等学校において作成する文書の簡素化を図っている。
⑦	朝会や暮会、帯タイム、清掃の実施について検討する等、日課表の工夫を通して、授業準備や事務処理の時間を確保している。また、日課表の変更を通して、成績事務処理の時間を確保している。
⑧	参観日とPTA関連行事をセット化したり、日曜日に実施する学校行事と地域行事を同日開催したりする等、学校行事の精選及び工夫に努めている。
⑨	ノートやワークシート等の評価を工夫することにより、教務事務の効率化を図っている。
⑩	児童生徒の休み時間を十分確保することにより、教職員が休憩をとりやすい環境を整えている。

※ 教職員アンケート調査及び時間外在校等時間調査の概要

■調査対象校 東広島市立の全小中学校

■調査対象者 全教職員〔校長、教頭、事務長、主幹教諭、指導教諭、教諭（臨時的任用、再任用常勤、再任用短時間を含む）、講師、養護教諭、栄養教諭、事務職員〕

■調査日 令和元年度（5月8日～5月21日）

令和2年度（令和3年1月）令和2年度年間

令和3年度（令和3年12月）令和3年度年間